

協議 3 号

長野市立学校職員服務規程及び長野市立学校職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（案）要綱

教育委員会事務局学校教育課

事 項	説 明
1 改正の理由	長野市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（以下「条例」という。）の一部改正等に伴い、改正するもの
2 改正の内容	主な内容は、次のとおり (1) 長野市立学校職員服務規程の一部改正（第1条関係） ア 条例の一部改正に伴う所要の条文整備を行う。 イ 県費負担教職員に係る配偶者同行休業の申請手続について定める。 (2) 長野市立学校職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正（第2条関係） 条例の一部改正に伴う所要の条文整備を行う。
3 施行期日	公布の日から施行する。
4 審議状況	(1) 総務部総務課との協議 9月26日 (2) 教育委員会法規審査会の決定 9月29日

長野市立学校職員服務規程及び長野市立学校職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（案）

（長野市立学校職員服務規程の一部改正）

第1条 長野市立学校職員服務規程（平成3年長野市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第16条第3項中「除く。」の次に「第26条の3を除き、」を加える。

第24条第7項中「。次項から第11項までにおいて同じ」を削り、同条第15項中「、不妊治療休暇及び子育て部分休暇」を「及び不妊治療休暇」に改める。

第26条の2の次に次の1条を加える。

（配偶者同行休業）

第26条の3 職員（市費負担の職員を除く。）は、配偶者同行休業（法第26条の6の規定による配偶者同行休業をいう。）の承認又は期間の延長をしようとするときは、配偶者同行休業を開始しようとする日又はその期間の末日の翌日の30日前までに配偶者同行休業承認申請書（様式第30号の3）を校長を経由して教育委員会に提出しなければならない。

（長野市立学校職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正）

第2条 長野市立学校職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（平成21年長野市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項第3号中「勤務しなかった期間」の次に「及び長野市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和41年長野市条例第17号。以下「勤務時間条例」という。）第17条の規定による子育て部分休暇の承認を受けて勤務しなかった期間」を加え、同項第5号中「長野市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和41年長野市条例第17号。以下「勤務時間条例」という。）第16条」を「勤務時間条例第17条」に、「及び介護時間」を「、介護時間及び子育て部分休暇」に改め、同項第7号及び第8号中「第16条」を「第17条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

長野市立学校職員服務規程 新旧対照表【第1条関係】

改正後	改正前
<p>○長野市立学校職員服務規程 平成3年4月1日長野市教育委員会規則第3号</p>	<p>○長野市立学校職員服務規程 平成3年4月1日長野市教育委員会規則第3号</p>
<p>(諸届)</p>	<p>(諸届)</p>
<p>第16条 略</p>	<p>第16条 略</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>3 市費負担の職員（市立高等学校の教育職員を除く。<u>第26条の3を除き</u>、以下同じ。）について、第1項各号に掲げる事由が生じたときは、教育委員会事務局の例により、届出等を行うものとする。 (休暇等)</p>	<p>3 市費負担の職員（市立高等学校の教育職員を除く。以下同じ。）について、第1項各号に掲げる事由が生じたときは、教育委員会事務局の例により、届出等を行うものとする。 (休暇等)</p>
<p>第24条 略</p>	<p>第24条 略</p>
<p>2～6 略</p>	<p>2～6 略</p>
<p>7 職員（市立高等学校の教育職員を除く。）は、不妊治療休暇の承認を受けようとするときは、不妊治療休暇願（様式第18号の2）により、あらかじめ校長の承認を受けなければならない。この場合において、第1項ただし書及び第3項の規定を準用する。</p>	<p>7 職員（市立高等学校の教育職員を除く。<u>次項から第11項までにおいて同じ</u>。）は、不妊治療休暇の承認を受けようとするときは、不妊治療休暇願（様式第18号の2）により、あらかじめ校長の承認を受けなければならない。この場合において、第1項ただし書及び第3項の規定を準用する。</p>
<p>8～14 略</p>	<p>8～14 略</p>
<p>15 市費負担の職員（第2項第3号に掲げる場合の特別休暇<u>及び不妊治療休暇</u>の場合にあつては、市立高等学校の教育職員を含む。）の休暇又は欠勤の承認等については、教育委員会事務局の例によるものとする。</p>	<p>15 市費負担の職員（第2項第3号に掲げる場合の特別休暇、<u>不妊治療休暇及び子育て部分休暇</u>の場合にあつては、市立高等学校の教育職員を含む。）の休暇又は欠勤の承認等については、教育委員会事務局の例によるものとする。</p>
<p>第26条の2 略</p>	<p>第26条の2 略</p>
<p><u>(配偶者同行休業)</u></p>	
<p><u>第26条の3 職員（市費負担の職員を除く。）は、配偶者同行休業（法第26条の6の規定による配偶者同行休業をいう。）の承認又は期間の延長をしようとするときは、配偶者同行休業を開始しようとする日又はその期間の末日の翌日の30日前までに配偶者同行休業承認申請書（様式第30号の3）</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

改正後	改正前
<u>を校長を経由して教育委員会に提出しなければならない。</u>	

長野市立学校職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則 新旧対照表【第2条関係】

改正後	改正前
<p>○長野市立学校職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則 平成21年11月30日長野市教育委員会規則第6号 (勤勉手当) 第7条～第10条 略 第11条 略 2 前項の期間の計算については、次の各号に掲げる期間を除算する。 (1)・(2) 略 (3) 育児休業法第19条第1項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間及び長野市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(昭和41年長野市条例第17号。以下「勤務時間条例」という。)第17条の規定による子育て部分休暇の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間 (4) 略 (5) 学校職員給与条例第15条の規定により給与を減額されていた期間(勤務時間条例第17条の規定により介護休暇、介護時間及び子育て部分休暇の承認を受けた場合並びに育児休業法第19条第1項の規定による部分休業の承認を受けた場合を除く。) (6) 略 (7) 勤務時間条例第17条の規定により介護休暇の承認を受けて勤務しなかった期間から週休日等を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間 (8) 勤務時間条例第17条の規定により介護時間の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間 (9) 略 3 略</p>	<p>○長野市立学校職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則 平成21年11月30日長野市教育委員会規則第6号 (勤勉手当) 第7条～第10条 略 第11条 略 2 前項の期間の計算については、次の各号に掲げる期間を除算する。 (1)・(2) 略 (3) 育児休業法第19条第1項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間 (4) 略 (5) 学校職員給与条例第15条の規定により給与を減額されていた期間(長野市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(昭和41年長野市条例第17号。以下「勤務時間条例」という。)第16条の規定により介護休暇及び介護時間の承認を受けた場合並びに育児休業法第19条第1項の規定による部分休業の承認を受けた場合を除く。) (6) 略 (7) 勤務時間条例第16条の規定により介護休暇の承認を受けて勤務しなかった期間から週休日等を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間 (8) 勤務時間条例第16条の規定により介護時間の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間 (9) 略 3 略</p>

改正後	改正前
第12条 略	第12条 略

(様式第30号の3) (第26条の3関係)

配偶者同行休業承認申請書

年 月 日

長野県教育委員会 様

所属名
(所属コード)
職 名
氏 名
(職員番号)

次のとおり配偶者同行休業を承認してください。

1	申 請 の 区 分	<input type="checkbox"/> 配偶者同行休業 (2、3及び4に記入) <input type="checkbox"/> 期間の延長 (2、3、5及び6に記入) (<input type="checkbox"/> 再度の延長)
2 申 請 に 係 る 配 偶 者	氏 名	
	職 業	
	申請時の所属先の 名称 (所在地)	()
	外国滞 在 の 事 由	
	外国滞在中の所属 先の名称 (所在地)	()
	外国滞 在 の 事 由 の 継続する期間	年 月 日から 年 月 日まで
3	職員及び配偶者の外国 滞在中の住所 (居所)	
4	申 請 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
5	延 長 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
	既に休業している期間	年 月 日から 年 月 日まで (うち、期間の再度の延長の場合における 当初の休業の期間 年 月 日まで)
6	延 長 の 申 請 理 由	
7	備 考	

- (備考) 1 この申請書には、配偶者の滞在事由及び期間が確認できる書類を添付すること。
- 2 「3 職員及び配偶者の外国滞在中の住所 (居所)」欄は、申請時点で未定の場合には「未定」と記入し、申請期間の初日の前日までに外国滞在中の住所 (居所) を定め、報告すること。
- 3 「7 備考」欄には、以前に配偶者同行休業をしている場合における当該配偶者同行休業に係る配偶者の外国滞 在 の 事 由 及 び 職 員 の 休 業 期 間 そ の 他 参 考 と な る 事 項 を 記 入 す る こと。
- 4 該当する□には、☑印を記入すること。

長野市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正について

1 経過及び目的

- ・国は、仕事と生活の両立支援制度の拡充に向け、令和6年5月24日に育児・介護休業法を一部改正し、令和7年4月1日から子の看護休暇の拡充等を段階的に施行している。
- ・これを受け、人事院は、令和6年8月8日付け「公務員人事管理に関する報告」において、国家公務員の「仕事と生活の両立支援の拡充」に係る施策を掲げ、上記の民間労働法制の施行から遅れることなく実施することとした。
- ・本市においても、令和7年4月2日付け総務省自治行政局公務員部公務員課通知を踏まえ、所要の措置を講じる。

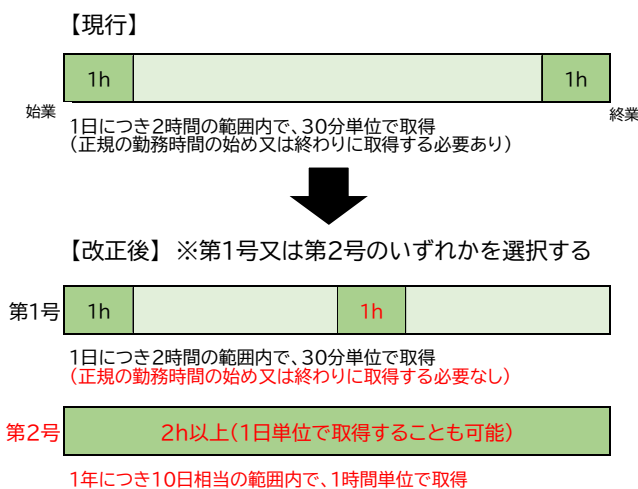
（1）部分休業の取得パターンの多様化

- ・さらに、長野県の部分休業拡充制度を踏まえ、部分休業に係る子の対象年齢を拡大し、新たに「子育て部分休暇」を設け、仕事と育児の両立・調和を一層推進する。

（2）子育て部分休暇の新設

2 部分休業に係る現行と改正後のイメージ

（1）部分休業の取得パターンの多様化



（2）子育て部分休暇の新設

子の対象年齢（国・県との比較を含む）

